100199.091	－－ メスリン		X	この品目に分類される原産品は、第1001.99号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号100199.011の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																					
	－－ その他のもの																								
100199.096	－－－ 飼料用のもの																								
	－－－－ 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの	1kgにつき55円	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	－－－－ その他のもの		X																						
100199.099	－－－ その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1001.99号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号100199.019の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																					
10.03	大麦及び裸麦																								
1003.10	播種（は）用のもの																								